

純粹な暴力

—生命を占有しているという事実—

木下 聖三

目 次

1. 国家的暴力と宗教的暴力
2. 強制権力と対抗暴力
3. 法措定的暴力と法維持的暴力
4. 法否定的暴力
5. 存在と生命
6. 純粹な暴力

1. 国家的暴力と宗教的暴力

国家的暴力（国家によって独占された暴力）が問題視される中で、忘れた頃に噴出するのが宗教的暴力（宗教によって正当化された暴力）である。宗教的暴力は（他のあらゆる暴力と同様に）、国家的暴力によって封ぜられるべき案件とされるわけだが、国家的暴力は同時に、宗教的な感光を欲しているようにも見える。

このとき、国家は宗教を否定することなく宗教的暴力を否定し得るのか。あるいは（逆の立場から）、宗教的暴力は対抗暴力たり得るのか。宗教的暴力については、マーティン・ジェイが次のように述べている。

…想像上の敵であれ、現実の敵であれ、そうした敵に対して宗教的な戦いを挑んだり、また信仰の強さを証明するために集団で殉教の死を遂げたり、さらにまた、黙示録的な預言を実現させる、などを口実に行動を起こすこうした宗教運動を見ると、一方の宗教的信念、実践、制度化と、他方の人間の生の神聖さや人間の身体の不可侵性を犯すこと、のあいだには何らかの深い関係があるのではないか、という疑問が浮かんでくる。

こうした集団を、宗教生活の基本的次元とは無関係な、たんなる歪曲形態とみなし、真の宗教ではなくただの被害妄想のカルトとして特徴づけ、あるいはまた、暴力とはいってもミレニアム騒ぎの一環として二一世紀に入ればすぐに忘れ去られてしまうもの、と考えることもできるかもしれないが、やはり、別の反応のほうが説得力をもつ。つまり、聖なるものと暴力を結びつける未完の課題とは何なのか、とわれわれは問うべきなのである。宗教は、暴力の一部をなすのか、それとも暴力に対する解決の一部をなすのか（または異なった意味で両者なのか）。暴力に対抗する手段を宗教の内側に見出すことができるのか、それとも暴力の脅威に対処するには別の方策に訴える必要があるのか。すべての宗教の本質を解き明かすことはできないだろうし、ひとつの宗教においてさえも、それを神聖化された暴力と結びつける歴史的、文化的バリエーションの全貌を捉えることはできないが、しかし、それにしても、暴力と宗教の関係という、きわめて重要で、遺憾なことにますますタイムリーになっている問題について考えることは意義のあることだろう。（ジェイ「宗教的暴力の逆説」[2004：214-215]）

ジェイの言うように、宗教と宗教的暴力を切り分けて、後者を異端視する言説は、国家による暴力の独占に寄与するばかりで、説得力を欠いていよう。

国家による暴力の独占を前提しつつ、宗教的暴力についての価値判断を下すは不公平というものである。まずは、「国家的」並びに「宗教的」という限定を外して、暴力の諸相を見ていくことにしよう。

2. 強制権力と対抗暴力

かつてジョルジュ・ソレルは、権力（force）と暴力（violence）とを区別し、前者を少数の支配層が社会秩序を強制するために行使する力、後者を少数者によって強制された社会秩序を破壊するために多数者が行使する力として定義した（ソレル『暴力論』[2007：53-54]）。

ソレルの議論を批判的に継承したヴァルター・ベンヤミンは、人間による人間の殺害を議論の俎上に載せて、個人や共同体はそれと孤独に対決せねばならず、非常の折りには、それを度外視する責任をも引き受けねばならぬ、と説いた（ベンヤミン「暴力批判論」[1994：61]）。

「孤独に」とはまず多数者による支持なしに、ということであり、さらには戒律などに根拠を求めることなく、という意味である。つまり、個人や共同体は何の後ろ盾もなしに、人間による人間の殺害と対峙しなければならないわけである。

「非常の折り」ならぬ平常時はどうであるのか。平時の殺人は法（ソレルの用語法に従うならば「権力」と呼んでもいいかも知れない）によって罰せられる。それは殺人が法に違反する行為だからであり、殺人が法そのものを超越する（法を否定する）暴力にはなり得ない。では当の法による殺人、つまり死刑はどうか。ベンヤミンは次のように述べている。

死刑の意味は、違法を罰することではなく、新たな法を確定することなのだ。というのも、生死を左右する暴力を振るえば、ほかのどんな法を執行するよりも以上に、法そのものは強化されるのだから。[1994：43]

死刑は法維持にとどまらぬ、法措定的な暴力だ、というわけである。

戦時においても同じことが言える。「むろん戦争暴力は、さしあたってはまったく直接的に、かつ掠奪的暴力として、その目標に向かう」[1994：38]とベンヤミンも述べているように、戦争は平時における殺人と類比されるべき事態である。戦争が国際法に違反するか否かは、まさに法維持に関わる問

題であろう。

しかし、戦争は同時に、平時における死刑と類比されるべき側面も有している。

…きわめて注目すべきことには、まだほとんど国法がととのっていない原始状態においてさえ——あるいはむしろ、においてこそ——、そして勝利者がすでに決定的な所有者となりおえた場合にさえ、講和〔Friede〕は、儀式的にどうしても不可欠なものなのだ。じじつ、「戦争」の字義と関連概念をなす字義での「平和」〔Friede〕という語（というのは、同じく隠喩的ではなく政治的ではあるがまったく別の字義、カントが「永遠の平和」というときの字義もあるのだから）は、まさにそういうア・プリオリを指しているのであって、勝利という勝利が、ほかのすべての法関係とは別個に必要とする承認を、表示している。この承認はまさに、新たな関係が新たな「法」として認められる、という点にある。このことは、それが持続するのに事実上なんらかの保証を必要とするか、しないかとは、ぜんぜんかわりがない。それゆえ、自然目的のためのあらゆる暴力の根源的・原型的な暴力としての戦争の暴力に即して、結論を出してよいとすれば、この種の暴力のすべてには、法を指定する性格が付随している。
[1994 : 38 - 39]

平たく言えば「勝てば官軍」ということだが、つまり、戦争は何よりも法措定的な暴力なのである。

ここまで見たところで、戦時も平時も暴力の有りに変わるところのないことが判る。「非常の折りには」という但し書きも、それを度外視する必要如何に付けられたものであって、戦争暴力の存在自体は、実は常態なのであった。

「非常の折り」とは戦時を意味するのではない。単に暴力を全否定したのでは、対抗暴力を否定し、強制権力を容認する議論に収束しかねない。ベンヤミンが時に度外視する必要があると説いたのも、ソレルが擁護した対抗暴

力のことだったはずである。ここで、暴力の諸形態を図式化しよう。

3. 法措定的暴力と法維持的暴力

ベンヤミンは先の引用文中で、戦争暴力に付随する性格として、新たな関係が新たな「法」として認められる、という点を挙げていた。法を措定することは新たな秩序を形成することに他ならない。暴力の諸形態を図式化するに当たり、秩序形成過程を「変換」と見る、構造人類学的な観点を導入しよう。

クロード・レヴィ＝ストロースが社会秩序を表象するために、単純な定式化を試みている。まず、一般交換と限定交換とに対応する、三分制と双分制とを立てて、後者をさらに直径的雙分制と同心円的雙分制とに分けたのである。そして、こう述べている。

…後者〔双分制〕はそのものとしてはとらえられることなく、ただ前者〔三分制〕の極限形態としてのみとらえられる…。…同心円的雙分制というのは直径的雙分制と三分制の媒介をするものであり、一形態から他形態への移行がおこなわれるのはその仲介による…。(レヴィ＝ストロース「双分組織は実在するか」[1972: 166-167])

これはちょうど、ジョルジョ・アガンベンが提示した、法治状態に至る図式と重なり合っている。アガンベンが「自然状態」として二つの円を描き、次に、外部として前提されていたものが他方の内部に現れる、「例外状態」を示し、ついには例外が規則になり、もはや二つの円の不明な「法治状態」に至るのだとした。(アガンベン「主権の論理」[2003: 59-60])

これらの社会秩序図式を見たのは、暴力の諸形態を図式化するためであった。次に、構造人類学を提唱する小田亮の暴力論を参照しよう。小田はレヴィ＝ストロースらの作業を受けて、分節集団内に発生する暴力と分節集団間に発生する暴力とを区別する議論を展開している(小田「社会形成と暴力」

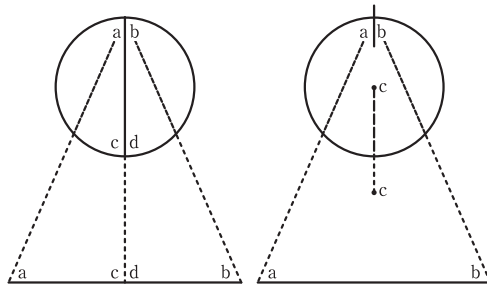


図1 直径的構造（左）と同心円的構造（右）
レヴィ=ストロース「双分組織は実在するか」[1972：167]より

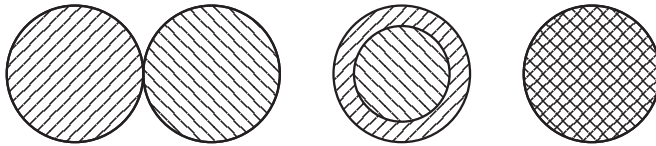


図2 自然状態（左）と例外状態（中）と治法状態（右）
アガンベン「主権の論理」[2003：60]より

[1989：233-238]）。

分節集団内に発生するそれは、やがて集団を二分三分せしめる暴力であり、社会秩序を解体する暴力である。社会秩序図式に則って換言するならば、それは同心円の構造を直径的構造に変換せしめる暴力である（図1において（右）から（左）へ、図2において（中）から（左）へ→仮にこれを暴力①とする）。

対して分節集団間に発生する暴力は、社会秩序をむしろ形成する。その帰結は一様ではなく、やはり社会秩序図式に則って言うならば、直径的構造を再生産する場合（図1図2における（左）の再配置→仮にこれを暴力②とする）と、直径的構造から同心円の構造に向かい、やがて二つの円を同一化せしめてしまう場合（図1において（左）から（右）へ、図2において（左）から（中）

さらに(右)へ→仮にこれを暴力③とする)とがある。

さて、それぞれをベンヤミンの言葉に則って換言すると、暴力③は法措定的暴力、暴力②は(法措定的とも言えるが)これを法維持的暴力と言うことができよう。社会秩序を解体する暴力①は法に違反するものの(大澤真幸は法に違反する暴力を「法違背的」と呼んで、これを法措定的ならぬ法維持的な暴力と対置させている[2008])、これもまた法を超越する暴力ではあり得ない。この形態に期待されることの、対抗暴力たる可能性は否定されるべきであろう。

だからと言って、ただちに、ジョン・ロックの「抵抗権」が否定されるわけではないし、それはむしろソレルが肯定的に取り分けようとしたものであらう。しかし、ベンヤミンに従って目的論的な評価を排しつつ、これらの図式化を推し進めたときに見えてくるのは、暴力①も法を超越する暴力ではない、という事実である。つまり、それが法に違反するからと言って否定されるべきでないのと同様に、取り分けて称揚されるべきでもないのではないか、ということである。

4. 法否定的暴力

ベンヤミンが保守しようとした、法措定的でも法維持的でもないような暴力(大澤は法措定的なそれと対置されるべき暴力を「法否定的」と呼んでいる[2008])の可能性は果たして、どこに残されているのだろうか。ベンヤミン自身、「暴力のもつ滅罪的な力は人間の眼には隠されている」[1994: 64]、と述べている。彼が「純粋な暴力」あるいは「神的暴力」と呼ぶそれは、一体どのような暴力なのだろう。

ベンヤミンがそのエッセイの中で挙げている例は、(モーゼに反逆した)コラの徒党に対する神の裁きである。

「もしこの者たちが人の普通の死に方で死に、人の普通の運命に会うならば、人がわたしを遣わされたのではない。だが、もし主が新しいことを創

始されて、大地が口を開き、彼らと彼らに属するものすべてを呑み込み、彼らが生きたまま陰府に落ちるならば、この者たちが主をないがしろにしたことをあなたたちは知るであろう」。こう語り終えるやいなや、彼らの足もと大地が裂けた。地は口を開き、彼らとコラの仲間たち、その持ち物一切を家もろとも呑み込んだ。彼らと彼らに属するものはすべて、生きたまま、陰府へ落ち、地がそれを覆った。（『新共同訳聖書』「民数記」16章32-33節）

ベンヤミンは彼らの血が流れないことに注目している。持ち物が掠奪されることもない。無血的にして致命的な、この暴力によって、罪は法秩序もろとも取り払われるのである。

今日、生殺与奪の権は国家によって独占されている。それが戦時であろうと平時であろうと、国家だけが殺人罪を犯すことなく人を殺害できる。法定的暴力は犠牲を要求する、とベンヤミンが述べているが、それは血が流されることを要求するという意味であって、精確には、ジョルジョ・アガンベンの言うように、国家は犠牲を禁止する（「ホモ・サケル」[2003：103-162]）。自身から宗教的領域を除去しつつ、人間の生命を単独所有するわけである。対抗暴力が犠牲を自称する所以だが、国家はそれを許さない。それは法違背的な暴力として処理されるばかりだろう。

しかし我々は、この生命を占有している。国家がこれを所有する前から、我々はこの生命を占有している。我々にこの生命を占有せしめているものこそ神であり、これが神の定義ですらあるだろう。ジャック・デリダが次のような読解を示している。

神的な暴力は、すべての個人名その先を行っていることだろう。けれどもそれは、それらすべてを与えてもいるだろう。神とは、この純粋な——そして正義にかなうということの本質とする——暴力の名である。（デリダ「ベンヤミンの個人名」[1999：174-175]）

このような解説に従うならば、そもそも我々を存在せしめていること自体が神秘的な暴力なのだ、と言えよう。そして、この占有の事実自体が国家の単独所有原則を否定するのである。

「所有」(property)と「占有」(possession)とは法律学上、相容れない概念である。「所有する」も「占有する」も to possess と訳され得るのだが、両者を訳し分けるならば、「所有する」は to own であり、「占有する」は to occupy である。だから、「所有」は ownership、「占有」は occupation とも訳され得る。川島武宜などによって、所有権の観念性と占有の現実性との対照が問題化されている。

5. 存在と生命

とは言え、単なる生命礼賛が国家権力への対抗言説たり得るわけではもちろんない。勝手に殺したり死なれたりしては、生命の所有もままならないのだから、生命礼賛はむしろ、国家権力の謳い文句ですらあるだろう。ベンヤミンも次のように述べていた。

存在がたんなる生命を意味するにすぎないのなら…存在のほうが正しい存在よりも高くにある、という命題は虚偽で、下劣だ。けれどもこの命題は、巨大な真理もふくんでいる、かりに存在が(生命が、というほうがよいが)…「人間」という確たる集合態を意味するものとするならば。そのときにはこの命題は、人間の不在は正しい人間の(むろん、たんなる)未到来よりももっと怖るべきことだ、といおうとしていることになろう。こういう二義性があるから、前記の命題にも、もっともらしさがあるわけだ。人間というものは、人間のたんなる生命とけっして一致するものではないし、人間のなかのたんなる生命のみならず、人間の状態と特性とをもった何か別のものとも、さらには、とりかえのきかない肉体をもった人格とさえも、一致するものではない。人間がじつにとうといもののだとしても(あるいは、地上の生と死と死後の生とをつらぬいて人間のなかに存在

する生命が、といってもよいが)、それにしても人間の状態は、また人間の肉体的生命、他人によって傷つけられうる生命は、じつにけちなものである。こういう生命は、動物や植物の生命と、本質的にどんな違いがあるのか?それに、たとえ動植物がとうといとしても、たんなる生命ゆえにととういとも、生命においてとういとも、いえはしまい。[1994: 62-63]

正しい人間の到来のためには人間の不在も怖れない、という者が宗教的暴力を働くのだろう。存在と生命の分離はいかにも宗教的な概念操作だが、国家はこれを逆手にとって、後者を単独所有するがゆえに、単なる生命たる人間の不在を怖れるのである。

存在と生命を分離し、前者を神聖視すべく後者を等閑視する方策は、国家による人間の単独所有を脅かすものとはならない。逆に、前者を等閑視して後者を神聖視するも然り。いずれの方策も、二者分離構造の強化に向けて機能するばかりだろう。

国家から生殺与奪の権を取り戻すために、人間を殺害したり、あるいは逆に生命を礼賛したりするのでなく、自らが生命を占有せしめられている事実を鑑みて、観念的に分離せられた存在と生命とを結び直すことが肝要である。

生命を単独所有する国家と、その所有権を争うまでもなく、我々は既に常に、この生命を占有している。この現実こそが神的暴力の印章であり、対抗暴力としての宗教的暴力の拠点なのである。

6. 純粋な暴力

ここまでの議論を整理すると、国家的暴力に法措定的な性質と法維持的な性質が備わり、宗教的暴力に法違背的な性質と法否定的な性質が備わっている、とすることができる。しかし、国家的暴力がすなわち強制権力であり、宗教的暴力が対抗暴力を構成する、と単純には言えない。法違背的暴力は法維持的暴力と対抗関係にあるものの、それは結局のところ、法措定的暴力を

招来するだけだからである。つまり、法違背的暴力は対抗暴力たり得ず、かえって強制権力を補強する方向に機能してしまうのである。

だから、ジェイなどはベンヤミンの問題提起を評価しつつも、暴力の内に可能性を見ようとする傾向については、これを退けるのであろう。

たとえ「死をもたらす」ことがないとしても、神的暴力の浄化的役割を信じない者にとっては、そして人々が聞きつける声は神の声であるより悪魔の声である可能性が高いと考える者にとっては、倫理的なものの目的論的中止は、その結果がいかなる成功であったとしても、支持しがたいものである。…次のことを忘れてはならない。神は、イサクの命を救い、父アブラハムの手を止めた後も、結局は、罪のない牡羊をその代わりに殺すことを要求したのである。恩寵の行為ですら、血を浴びたのである。(ジェイ「宗教的暴力の逆説」[2004：222-223])

ベンヤミンも、神的暴力が「真の戦争として現象することもありうるし、極悪人への民衆の審判として現象することもありうる」[1994：64]、と述べていて、それは確かにジェイのような読みを許す。ベンヤミンは目的論的な価値判断を排したのであったが、ジェイは、その判断中止こそが目的論的だ、と言うわけである。

ジェイの指摘は間違っていない。しかし、法否定的暴力の可能性を見ない、それは狭い読みであるように私は思う。対してアガンベンは、その可能性を見逃さざるべく、次のようなベンヤミンの言葉に注目している。

〔暴力を批判するに〕目的を度外視して、手段そのものの圏内で区別をつけることが、できなくてはならない。(ベンヤミン「暴力批判論」[1994：30])

そして、こう続ける。

ここには「純粋な手段」としての暴力、すなわち逆説的な「目的をもたない手段」という形象をとった暴力のテーマが現れている（このテーマはテキストのなかではほんの一瞬ひらめいているにすぎないが、それでも、その一瞬のひらめきは論考全体を照らし出すのに十分である）。（アガンベン「空白をめぐる巨人族の戦い」[2007：123]）

目的化されざる暴力にこそ、強制権力に回収されない、対抗暴力としての可能性が見込まれよう。

ベンヤミンのテキストにおける「一瞬のひらめき」から、アガンベンは純粋な暴力の効験を見通している。それによって、国家的暴力の仮面は剥奪され、「世界が絶対的に所有不可能で法制化不可能な善として現れる」[2007：129]、と言うのである。

国家は世界を所有すべく、宗教的暴力を法違背的暴力に矮小化して、対抗暴力の封印に努めるだろう。「宗教」という用語法の拡散も、対抗暴力の弱体化に向けて機能しかねない。「宗教的」という冠は何より、純粋な暴力に宛てられるべきだろう。

文献表

アガンベン (Giorgio Agamben)

2003 『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』（高桑和巳訳）以文社

2007 『例外状態』（上村忠男／中村勝己訳）未来社

大澤真幸

2008 「神的な暴力とは何か（上/下）」『中日新聞』2月28/29日付夕刊

小田亮

1989 『構造主義のパラドクス——野生の形而上学のために』勁草書房

ジェイ (Martin Jay)

2004 『暴力の屈折』（谷徹／谷優訳）岩波書店

ソレル (Georges Sorel)

2007 『暴力論（下）』（今村仁司／塚原史訳）岩波文庫

デリダ (Jacques Derrida)

1999 『法の力』（堅田研一訳）法政大学出版局

ベンヤミン (Walter Benjamin)

1994 『暴力批判論他十篇』(野村修編訳) 岩波文庫

レヴィ=ストロース (Claude Lévi-Strauss)

1972 『構造人類学』(荒川幾男ほか訳) みすず書房